

平成 27 年 5 月 1 日

平成 26 年度における適正手続の遵守状況の総括

企業会計基準委員会

I. 本報告の目的

1. 本報告は、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）が、「企業会計基準等の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）第 27 条及び第 28 条に基づき、平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日）（以下「本年度」という。）における適正手続の遵守状況について報告を行うものである。

II. 適正手続の遵守状況

重要と認められる企業会計基準等の公表、適用後レビューの計画又は実施

2. 適正手続規則第 27 条は、ASBJ は、重要と認められる企業会計基準等の公表の都度、又は適用後レビューの計画又は実施の都度、適正手続監督委員会に対して書面にて報告を行うことを求めている。本年度において公表された企業会計基準等は以下のとおりであり、重要と認められる企業会計基準等の公表はなかった。
 - (1) 改正企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（平成 26 年 5 月 16 日公表）
 - (2) 実務対応報告第 31 号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」（平成 26 年 6 月 30 日公表）
 - (3) 改正実務対応報告第 5 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）」及び改正実務対応報告第 7 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 2）」（平成 27 年 1 月 16 日公表）
 - (4) 改正実務対応報告第 31 号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」（平成 27 年 3 月 11 日公表）
 - (5) 改正企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」等（平成 27 年 3 月 26 日公表）
 - (6) 改正企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成 27 年 3 月 26 日公表）
 - (7) 改正実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（平成 27 年 3 月 26 日公表）

3. 本年度において適用後レビューの計画及び実施はなされていない。

対象年度における適正手続の遵守状況

4. 適正手続規則第 28 条は、ASBJ は、原則として年 1 回、適正手続監督委員会に対して対象年度における適正手続の遵守状況の総括を報告することを求めている。本年度における適正手続の遵守状況については、第 5 項から第 11 項のとおりであり、適正手続の遵守状況について重要な問題は見受けられなかった。

審議テーマの決定

5. 本年度における新規テーマは、以下の基準諮問会議からの提言及び ASBJ による審議に基づいて行われた（適正手続規則第 20 条）。

- (1) 平成 26 年 3 月 18 日に開催された第 20 回基準諮問会議において、商品デリバティブ取引に係るヘッジ会計関連規定について、実務対応専門委員会の評価において「専門性の高い検討が必要となる可能性があり、開発には困難さも予想される」との付言はあるものの、検討に値する可能性があるとの評価であるため、新規テーマとして提言することとされた。

これを受けて、平成 26 年 3 月 27 日に開催された第 284 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から当該項目について新規テーマとして提言がなされた。この提言を受けて、平成 26 年 4 月 14 日に開催された第 285 回企業会計基準委員会において審議を行った結果、当該項目を新規テーマとして取り上げることとされた。

- (2) 平成 26 年 11 月 19 日に開催された第 22 回基準諮問会議において、以下の項目について新規テーマとして提言することとされた。

- ① 加速型自社株買い（ASR: Accelerated Share Repurchase）の会計処理
- ② 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理

これを受けて、平成 26 年 12 月 1 日に開催された第 301 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から上記の 2 項目について新規テーマとして提言がなされた。この提言を受けて、平成 26 年 12 月 18 日に開催された第 302 回企業会計基準委員会において審議された結果、新規テーマとして取り上げることとされた。

6. 基準諮問会議からの提言を受けて新規テーマとしたもののほか、適正手続規則第 20 条第 3 項に基づき、実務上の課題に対応を図る必要性から、以下のテーマを新規テーマとした。なお、これらを新規テーマとして取り上げるにあたり、平成 26 年 7 月 10 日に開催された第 21 回基準諮問会議において報告を行っている。

- (1) 「退職給付会計における複数事業主制度の注記の取扱い」(平成 26 年 8 月 8 日開催の第 293 回企業会計基準委員会において決定)
- (2) 「単体開示の簡素化に関連する開示項目の限定的な改正」(平成 26 年 11 月 18 日開催の第 300 回企業会計基準委員会において決定)

論点整理の公表

7. 本年度においては、論点整理は公表されていない。

公開草案の公表

8. 本年度に公表された公開草案は、以下のとおりである。
 - (1) 実務対応報告公開草案第 41 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その 1)(案)」及び実務対応報告公開草案第 42 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その 2)(案)」(平成 26 年 9 月 26 日公表、平成 26 年 11 月 26 日コメント期限)
 - (2) 実務対応報告公開草案第 43 号「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」(平成 26 年 11 月 21 日公表、平成 27 年 1 月 21 日コメント期限)
 - (3) 企業会計基準公開草案第 57 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(案)」等(平成 26 年 12 月 24 日公表、平成 27 年 2 月 24 日コメント期限)
 - (4) 企業会計基準適用指針公開草案第 52 号「退職給付に関する会計基準の適用指針(案)」(平成 26 年 12 月 24 日公表、平成 27 年 2 月 24 日コメント期限)
 - (5) 実務対応報告公開草案第 44 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」(平成 26 年 12 月 24 日公表、平成 27 年 2 月 24 日コメント期限)
9. 前項(1)から(5)に記載された公開草案の公表に関する主な適正手続の遵守状況は、以下のとおりである。なお、公開草案の開発に当たっては、専門委員会における意見聴取のほか、財務諸表作成者、財務諸表利用者、監査人等に対してアウトリーチ(市場関係者に対する意見聴取)を実施している(適正手続規則第 18 条)。

	適正手続規則	第 9 項(1)	第 9 項(2)	第 9 項(3)
		連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その 1) 及び(その 2)(案)	リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)	自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準(案)等

公開での審議	原則として公開（適正手続規則第7条）	公開草案の公表まで、親委員会*において2回、専門委員会において2回の審議が公開で行われた。	公開草案の公表まで、親委員会において4回、専門委員会において4回の審議が公開で行われた。	公開草案の公表まで、親委員会において3回、専門委員会において1回の審議が公開で行われた。
資料の事前送付	原則としておおむね1週間前に送付（適正手続規則第9条）	親委員会、専門委員会の2～3日前の送付となったケースが散見された。	同左	同左
公開草案公表の議決の状況	委員総数の5分の3の賛成（適正手続規則第12条）	出席委員全員の賛成	同左	同左
公開草案の公表期間	原則として2カ月（適正手続規則第17条）	2カ月	2カ月	2カ月
公開草案に寄せられた意見の公表	ホームページに公開（適正手続規則第17条）	平成27年1月16日に公表した。	平成27年2月6日に公表した。	平成27年3月11日に公表した。

* 親委員会は、会合としての企業会計基準委員会を指す。

	第9項(4) 退職給付に関する会計基準の適用指針（案）	第9項(5) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）
公開での審議	公開草案の公表まで、親委員会において3回、専門	公開草案の公表まで、親委員会において4回、専門

	委員会において 4 回の審議が公開で行われた。	委員会において 4 回の審議が公開で行われた。
資料の事前送付	親委員会、専門委員会の 2～3 日前の送付となったケースが散見された。	同左
公開草案公表の議決の状況	出席委員全員の賛成	同左
公開草案の公表期間	2 カ月	2 カ月
公開草案に寄せられた意見の公表	平成 27 年 3 月 11 日に公表した。	平成 27 年 3 月 11 日に公表した。

企業会計基準等の公表

10. 本年度中に公表された企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告は、第 2 項に記載したとおりである。
11. 第 2 項(1)から(7)に記載された企業会計基準等の公表に関する主な適正手続の遵守状況は、以下のとおりである。

	適正手続規則	第 2 項(1) 四半期財務諸表に関する会計基準	第 2 項(2) リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い	第 2 項(3) 連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その 1) 及び(その 2)
公開での審議	原則として公開(適正手続規則 第 7 条)	公開草案の公表後、親委員会において 2 回の審議が公開で行われた。	公開草案の公表後、親委員会において 4 回、専門委員会において 1 回の	公開草案の公表後、親委員会において 1 回の審議が公開で行われた。

			審議が公開で行われた。	
資料の事前送付	原則としておおむね 1 週間前に送付(適正手続規則第 9 条)	親委員会、専門委員会の 2~3 日前の送付となったケースが散見された。	同左	親委員会の 4 日前の送付となった。
再公開草案の可否に関する審議	公開草案を再度公表する要請がないか検討(適正手続規則第 17 条)	公開草案の提案内容を変更する重要な項目がなかったため、審議を行っていない。	同左	同左
会計基準等の公表に関する議決の状況	委員総数の 5 分の 3 の賛成(適正手続規則第 12 条)	出席委員全員の賛成	同左	同左
会計基準等の公表に関する賛成状況	[会計基準] 賛成した委員と反対した委員の名前を記載 [実務対応報告] 出席委員数と賛成した委員数を記載 (適正手続規則第 12 条)	賛成した委員の名前を記載	出席委員数と賛成した委員数を記載	同左
公開草案に寄せられた意見と対応の公表	ホームページに公開(適正手続規則第 17 条)	平成 26 年 6 月 30 日に公表した。	平成 26 年 8 月 8 日に公表した。	平成 27 年 1 月 16 日に公表した。

	第 2 項(4) リース手法を活用した先端設備等投資支	第 2 項(5) 自己株式及び準備金の額の減少等に関する	第 2 項(6) 退職給付に関する会計基準の適用指針	第 2 項 (7) 連結財務諸表作成における在外子会社の
--	--------------------------------	---------------------------------	-------------------------------	---------------------------------

	援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い	る会計基準等		会計処理に関する当面の取扱い
公開での審議	公開草案の公表後、親委員会において2回、専門委員会において1回の審議が公開で行われた。	公開草案の公表後、親委員会において2回、専門委員会において1回の審議が公開で行われた。	公開草案の公表後、親委員会において2回、専門委員会において1回の審議が公開で行われた。	公開草案の公表後、親委員会において2回、専門委員会において1回の審議が公開で行われた。
資料の事前送付	親委員会、専門委員会の2～3日前の送付となったケースが散見された。	同左	同左	同左
再公開草案の可否に関する審議	公開草案の提案内容を変更する重要な項目がなかったため、審議を行っていない。	同左	同左	同左
会計基準等の公表に関する議決の状況	出席委員全員の賛成	同左	同左	同左
会計基準等の公表に関する賛成状況	出席委員数と賛成した委員数を記載	賛成した委員の名前を記載	出席委員数と賛成した委員数を記載	同左
公開草案に寄せられた意見と対応の公表	平成27年4月16日に公表した。	平成27年4月16日に公表した。	平成27年4月16日に公表した。	平成27年4月16日に公表した。

以 上